

設計図書に対する質問・回答書

令和 3 年 1 月 1 4 日

入札参加業者 様

海田町長 西田 祐三
(建 設 課)

工 事 名 : 海田町新庁舎建設等工事 (建築)

工事場所: 海田町南昭和町地内

質 問 事 項	・ 4F 議場・傍聴席等のカーペットの仕様について 【図面番号 A-005, A-021, 内訳書 P69】 特記仕様書の記載には『タフテッドカーペット (t=9.0)』に○印がありますが, 内部仕上表では『カーペット (t=9.0)』の記載, 内訳書では『タイルカーペット (t=9.0)』になっています。内訳書の記載が正と考えて宜しいでしょうか。ご指示ください。
回 答	ご質問の 4F 議場・傍聴席及び議員控室の床仕上げについては, 意匠図 A-005 に記載の『タフテッドカーペット (t=9.0)』を正として見込んでください。 また, 3F の町長室, 副町長室, 応接室及び教育長室, 4F の委員会室 2・全員協議会室, 正副議長室, 議会応接室及び委員会室 1 の床仕上げについては, 意匠図 A-005 及び A-021 に記載の『タイルカーペット (t=6.5)』を正として見込んでください。 その他, 2F 及び 3F の執務スペース等並びに 4F のホール及び西階段等の床仕上げについても, 意匠図 A-005 及び A-021 に記載の『タイルカーペット (t=6.0)』を正として見込んでください。